

高知県働き方改革推進会議における確認事項

高知県では、全国に先行して少子・高齢化、人口減少社会が進んでおり、これに歯止めをかけ活力ある社会を築いてゆくことが必要である。また、最近は雇用情勢が好転し、人手不足の状況となり、人材の確保が課題となっている。これらの課題解決のためには「仕事と生活の調和を図ることができる、魅力ある職場づくり」を推進する必要がある。昨年1月に開催した第1回高知県働き方改革推進会議において、国、県、労使団体がそれぞれの立場で働き方改革推進の気運の醸成に取り組むという意識を共有したことを受けて、各構成員は、同会議における議論や高知県産業振興計画も踏まえつつ、若者、女性、高齢者、障害者、非正規労働者をはじめとする県内労働者の労働環境や処遇の改善等に向けて取り組んできたところである。

高知県働き方改革推進会議構成員は引き続き、高知県のホジティブ力を発揮し、互いに協力し、生産性の向上を図ることによって、高知県における「魅力ある職場づくり」を推進し持続的な企業成長の好循環を実現する。

特に以下の目標の達成に向けて国及び県が中心となって取組を進め、各構成員は会報やホームページにおいて広報に協力するほか、自ら創意工夫した取組を行うなど国や県の取組を積極的に支援することとする。

また、これら目標達成に向けた取組の進捗状況等を踏まえ、毎年本推進会議で課題や情報共有を図りつつ、必要な取組について議論することとする。

- 1 「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 改訂版」(平成 28 年 12 月 22 日閣議決定)を踏まえ、高知県内の年次有給休暇の取得率を令和 7 年までに 70%以上にする
- 2 正社員求人確保し、正社員就職・正社員転換を図る。また、若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を「ユースフル認定企業」として、令和 5 年 1 月から令和 7 年 12 月までの期間に 10 社以上新規認定する
- 3 第 5 次男女共同参画基本計画(令和 2 年 12 月 25 日閣議決定)を踏まえ、令和 7 年までに女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)を受けた企業数を 10 社以上とし、プラチナえるぼし認定企業を 1 社以上誕生させる
- 4 「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020 改訂版」(令和 2 年 12 月 21 日閣議決定)、少子化社会対策大綱(令和 2 年 5 月 29 日閣議決定)及び第 5 次男女共同参画基本計画(令和 2 年 12 月 25 日閣議決定)を踏まえ、県内企業における男性の育児休業取得率を令和 7 年までに 30%以上にする

平成 29 年 2 月 9 日
平成 30 年 1 月 23 日一部修正
令和 2 年 2 月 19 日一部修正
令和 3 年 2 月 10 日一部修正
令和 5 年 4 月 4 日一部修正
高知県働き方改革推進会議